

Title	アメリカ革命とジョン・ロック：アメリカ革命政治思想史研究の一視角(九)
Sub Title	The American revolution and John Locke : a discussion of political thought in the American revolution (9)
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2001
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.1 (2001. 12) ,p.87- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20011200-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ革命とジョン・ロック

——アメリカ革命政治思想史研究の一視角(九)——

大森 雄太郎

第四章 レキシントンから独立宣言へ、一七七五年——一七七六年

(四)

レキシントン・コンコードで戦端が開かれる十年前の一七六五年八月、印紙法危機の最中、ボストン民衆がトマス・ハチンスンの邸宅を襲撃した日の『ボストン・ガゼット』誌上に、印紙請負人に対する民衆の威嚇的行動を、「天への訴え」として正当化しようとする記事が現れた。そしてそれ以来、危機のそれぞれの段階において、植民地の抵抗の著作者たちは、本国政府の課税政策に対する植民地の抗議運動を、しばしばロックの抵抗権の言語によって概念化し続けて来た。実際にはレキシントン

以前の段階においては、植民地の抵抗運動は、通商ボイコットや、せいぜいのところ自由の息子たちによる騒乱に過ぎなかったのであって、『統治論第二論文』における「抵抗」には程遠い、穏和な抗議運動に過ぎなかった。その意味でレトリックとリアリティーの間にかなりの落差があつたといふべきである。しかしながらレキシントン以後は、植民地が本国との間に実際の戦争を遂行し始めたのであるから、「天への訴え」は現実の武力闘争を意味し得るようになった。そしてまた、一七七六年に入つて多くの植民地人が本国からの完全な分離・独立を志向するようになり、従つて植民地における本国政治権力の全てを無効化しようとした時、「統治の解体」は現実の統治の解体を意味し得るようになった。ここに至つてついに、ロックの抵抗権のレトリックが、本来のロッ

ク的な意図を帯びるようになったのである。独立宣言に向かう危機の最後の一年間においては、植民地の抵抗の著作物の間に、ロックの抵抗権論がより強く表出するようになるのは当然の事といつてよい。

さて以下においては、危機の前の段階において、抵抗の著作者たちがロックの抵抗権論を援用した際の四つの特徴が、それぞれレキシントン以後には如何なる展開を見せたかを、順次検討してゆこう。これら四つの特徴とは、第一に、レキシントン以前にはロックの抵抗権論の表出がニュー・イングランドに集中していた事、第二に、植民地の抵抗が本国政府の抑圧的政策によっていやおうなく引き起こされたリアクティブな行為であると弁明する傾向があつた事、そして更に重要な点として、第三に、植民地独立国家論・帝国国家連合論の枠組みの中で抵抗権が語られ始めた事、最後に、本国議会や国王廷臣ではなく、国王そのものを抵抗の直接の対象と見なす著作者が多くなる事である。

第一に、レキシントン以後も、植民地の抵抗をロックのレトリックによって概念化する傾向は、戦闘の最前線であつたマサチューセッツを中心とするニュー・イングランドにおいて、最も明瞭であり続けている。その端的

な例として、マサチューセッツ植民地会議 (Provincial Congress) が戦争勃発の一週間後に、本国人に宛てて発した宣言を挙げることができる。同植民地会議は、本国・植民地間の戦争の原因が、いぜんとして「国王廷臣の復讐心」にあるとしながらも、廷臣による専制に対して、「我々は易々と屈服しないであろう。我々は我々の大義の正しさを証明するために、天に訴えているのである」、と宣言している⁽¹⁾。

しかしながら、「統治の解体」や「天への訴え」は、この時期には全植民地で広く見られるようになっていたのであつて、もはやニュー・イングランドに限られた現象ではなくなっている。例えばニュー・ヨークでは、ある新聞記事がロックに言及しつつ、植民地の戦闘行為をさして、「アメリカ人は天に訴えたのであり、即ち彼らの剣に訴えたのである」と説明している⁽²⁾。あるいはまた、ヴァージニアで新聞エッセイを投稿した「ソマーズ」という筆名の著者は、国王と植民地総督たちが、「財産権と人々の自由を破壊しよう」と企てる事によつて、彼らに与えられた信託を失うならば、統治は終焉し、権力は人民に回帰するのである」と述べ、この原則は、「有名なロック氏と「一六八八年の」名誉ある革命によつて議論

の余地なく確立されたのである」と補足している⁽³⁾。更には、ヴァージニアの別の新聞エッセイは、一七七六年四月の時点で、分離・独立を促進しようとする立場から、実際には植民地側はすでにかなりの程度まで独立を実効化し終えている、と主張している。そして著者は『統治論第二論文』二二二節を引用しながら、独立への躊躇を払拭しようとして、「独立は、統治を解体し新しい統治を形成する事によって、最も明確に告知されるのである」と檄を飛ばしている⁽⁴⁾。更にまた、一七七六年七月二日に制定され、独立宣言を掲載した同じ号のペンシルヴェニアの新聞に印刷された、ニュー・ジャーゾーのステイトの憲法が、「統治の解体」に訴えているのも、看過し得ない例である。同憲法は、憲法を制定する正当性を訴えた前文において、イギリス国王のアメリカにおける憲制的権威は、諸植民地人民との間に結ばれた忠誠・保護の契約に基づいているとしている。そしてジョージ三世が植民地人を保護する義務を拒否した以上は、「彼の下にあった全ての政治的権威は必然的に終焉し、その結果として、個別植民地において統治の解体が起こったのである」と主張している⁽⁵⁾。

以上の様に、ロックの抵抗権論はレキシントン以後は、

全植民地的規模で露出度を高めている。リチャード・プライスが、植民地でも広く読まれたパンフレット、『政治的自由の本性についての所見』において、「植民地の最も凶暴な敵の一人が、彼ら「植民地人」をさして、『皆がロック氏の弟子たちである』と断言している」、と紹介している。この「植民地の敵」たる著作者が、植民地人を「ロック氏の弟子たち」と呼んだ時、彼の念頭にあったのは、恐らく「天への訴え」や「統治の解体」のレトリックであつたに違いない。上記引用に続けてプライスは、「ロック氏の弟子たち」とは「なんと名誉ある呼称であろうか！　そしてそれが理由で彼らに戦争をしかけるとは、なんと恥ずべき事であろうか？」と述べている⁽⁶⁾。

あるいはまた、植民地の反乱を鎮圧すべくゲイジ將軍の下に派遣された、ジョン・バーゴイン將軍の書簡が、植民地の多くの新聞に掲載されている。その中でバーゴインは、抵抗の著作者たちを揶揄して、「私は、ロック氏その他の、人類の権利の最良の擁護者たちの教理を知らない訳ではない」としつつ、植民地の抵抗がその教理に合致しないと主張している。彼がこの様に述べた時、それはロックの抵抗権論が、植民地の著作物に広く浸透

していた事を証明するものであると見なしてよい。というのは、上記引用に続けて彼は、「ロック氏その他の教理」が、「統治する者とされる者の關係に常に含意されている契約についてのものであり、契約が破られた時の、後者における抵抗の権利についてのものである」、と述べているからである。⁽⁷⁾ 当然の事ながら、バーゴインはロック的抵抗権論者の反論を受ける事になる。例えば、「J. R.」のイニシャルで新聞エッセイを投稿したコネットイカットの著作者は、バーゴインが「ロック氏その他の人類の権利の擁護者を崇敬する」ならば、植民地側の「抵抗はバーゴイン氏が是認し、正当とするものとなり、原則と行為を一致させるためには、彼は我々の側に立たねばならないはずである」と皮肉っている。⁽⁸⁾ 以上の様に、「ロック氏の弟子」や「ロック氏の教理」は、もはやニュー・イングランドに限らず、全植民地に広がっていたのである。⁽⁹⁾

さて次に、植民地の抵抗権論の展開の第二の特徴、即ち、人民は本来保守的であつて抵抗を控えるものであるにもかかわらず、本国の「抑圧」が植民地人の忍耐を越えたために抵抗せざるを得なくなつたとする主張が、レキシントン以後も引き続き看取できる点を見てゆこう。

この点では、危機のこの段階においては、ロックのテクストを引用ないし模写している例は、独立宣言以外には発見できなかった。しかし例えば、戦争の発端となつたレキシントン・コンコードでの戦闘の責任が、どちらの側に帰されるべきかは、植民地抵抗陣営と本国政府の両者にとつて、重要な争点となつている。当然の事ながらこの戦闘は、植民地側にとつては、ボストン駐屯軍の不当な進攻によつて戦わざるを得なくなつた自己防衛行動であり、本国側にとつては、ミニットマンの攻撃にさらされたゲイジの軍隊の正当防衛であつた。⁽¹⁰⁾

抵抗の著作者たちは、レキシントン・コンコードという象徴的な戦闘についての彼らの解釈を拡大して、本国との全面戦争そのものの正当化論を展開している。即ち、彼らの観点から見ると、戦争は本国による一連の明白な圧制に耐えて来た植民地人が、圧制が忍従の限度を超えたために、やむを得ず突入せざるを得なかつた自己防衛のための戦争であり、本国による抑圧に対する受動的なりアクションだったのである。例えばマサチューセッツにおいては、イヴラ・サムソンが、戦争に至つた理由が十分に重大である事を強調して、「我々の特許状が無効化され、あるいは全く破壊され、我々の首都に艦

隊と軍隊が派遣され、我々の交易が妨害され、日常生活のほとんど全てが窮迫させられたのであり、「本国による」暴力と抑圧が日々増大したのである」と述べている。⁽¹¹⁾

従ってサムソンにとって、「我々の大義は正しく決定的に重要であるから、我々は、我々と我々の敵のどちらが正しいかを判断すべく、神に訴えてかまわないのである」⁽¹²⁾。あるいはまた、ジョージアの抵抗陣営内穏和派に位置し、後にロイヤリストに転向することになるジョン・ヨアヒム・ザブリでさえも、「ボストン人は、レキシントンで彼らの生命が攻撃されるまでは、比類なき忍耐心をもって、彼らの交易の根絶や、港の閉鎖や、その他多くの苦悩に耐えて来た」のであるが、レキシントンに至って忍従の限界を越えた時、「彼らの忍耐が臆病によるものではなく、イギリス本国人の血を流したくないとする思慮によるものであった事を証明した」と述べている。⁽¹³⁾

人民には度重なる圧制に耐え続ける本性があるからこそ、人民が抵抗権を発動した時、その抵抗は正当化し得る十分な根拠があるとする論理は、前章で検討した様に、ロック抵抗権論の重要な構成要素を成している。他方、上で見て来た様に、植民地の抵抗の著作者たちの間には、

植民地の戦争遂行が、忍耐の限度を越えた抑圧に対する、やむにやまれぬ抵抗であるとするセンチメンツが広がっていた。そしてこの様なロックの論理と植民地のセンチメンツは、独立宣言の中で、語句に変更はあるものの、ロックのテキストによって表現される事になる。即ち、ロックは『統治論第二論文』二三〇節において、抵抗権の承認が扇動家による政治的不安定を頻発させる事になる、という反論を予想して、人民には強い忍耐心があるので、個別的で些末な不正によっては抵抗権を発動しない、として次の様に主張している。

人民は、抵抗によって彼らの権利を回復しようとするよりは、苦難に耐えようとするものであるから、そう簡単には激しく動き出さないものである。

他方、独立宣言は、第二パラグラフの抵抗権を提起した箇所で、「どの様な形態の統治であろうとも、これらの目的にとって破壊的となった時にはいつでも、それを變更したり廃止し、新たな統治を設立するのは人民の権利である」と主張しつつも、「実際には、思慮分別を持つならば、長い間確立されて来た統治は、軽率で移ろい易

い理由のために変更されるべきではない事がわかる」として、次の様に述べている。

人類は、彼らが慣れ親しんでいる統治形態を廃止する事によって、彼らの権利を回復しようとするよりは、⁽¹⁴⁾ 害悪が耐えられる間は耐えようとするものである。

以上の様に、人民の忍従性あるいは保守性を強調した上で、その直後の文章において、独立宣言は抵抗権の正当性を強調してゆく。即ち、

しかしながら、長い一連の権力の乱用や権利の篡奪が、確固として同一の目的を追求し、彼らを専制の下に落としてめようとする意図を明白に示すならば、――

その場合は、人民が抵抗権を発動するのは人民の権利であるばかりでなく、義務でさえあると主張している。再び、独立宣言のこの箇所は、抵抗権の承認が反乱を醸成するものではない、と主張したロックの第二二五節において、にもかかわらず支配者の圧制が圧倒的で明白ならば、人民は感覺的判断力をもって抵抗権を行使する、と

説明した次の条件文を引き写しているものと見なしてよいであろう。即ち、

しかしながら、長い一連の権力の乱用やごまかしや策略が、みな同一の方向に向かい、その意図を人民の眼⁽¹⁵⁾に見せるならば、――

以上の様に、植民地の抵抗の著作物にしばしば見られる、保守的な人民の受動的なりアクションとしての抵抗という主題は、『統治論第二論文』第十九章、「統治の解体について」の主題でもあった。実際この点で独立宣言の文言は、ロックのテキストと文章構造が一致しているのみならず、かなりの程度まで用語法も一致している。英語の原文で比較するならば、両者のテキストとしての近似性には疑問の余地がないのであって、少なくともこの点では、独立宣言はロックの文書であると断言してよい。

(この点、註の原文を比較されたい。) さて、ロック的抵抗権論の展開の第三の特徴として、レキシントン以前にすでに、植民地独立国家論・帝国国家連合論と「統治の解体」のレトリックの融合が見られた。個別植民地が本国とは別個の独立国家であるとする

観点は、一七七五年までに植民地に広く根付いていた。そして抵抗の著作者たちの中には、本国に対する植民地の抵抗を、独立の政治体が契約を破った他の政治体に対する闘争と見なす傾向が現れていた。レキシントン以後では、この様な観点は、戦争によってもたらされたアメリカのナショナリズムの高揚によって、更に強化される事になる。コネッティカットのある新聞記事の著者が述べているように、アメリカとイギリス本国とは「最も激烈な戦争を行い、極限的な激しさをもって敵意を持ち続けている二つのネイション」に他ならないのである。⁽¹⁶⁾ ロック的抵抗権論がロック的独立国家論の枠組みの中で議論される時、抵抗論の中で、帝国の国王としてのイギリス国王の位置付けが決定的な重要性を帯びる事になる。従って、この点での個別事例の検討は、少し後で行いたい。

最後に、植民地の抵抗論の展開において、国王そのものが抵抗の直接の対象と見なされ始めた事を見ておこう。この点では、一七七六年一月、国王と王政を激烈に批判してベストセラーとなった『コモン・センス』の後でさえも、国王への忠誠を維持しつつ、本国の抑圧的政策の原因を、「国王廷臣の陰謀」に求める共和主義的な観点

が、残存していた事に注意せねばならない。⁽¹⁷⁾ しかしながら、ジョージ三世が抵抗権論の公然たる標的となりつつあった事も事実である。制度的にいうならば、印紙危機以来、植民地の抵抗の対象は、基本的には本国議会であった。しかし、議会制定法が国王によって承認され発布される限りは、植民地人の心理の深層において、本会議会の背後には常にジョージ三世が立っていたと見なすべきである。例えば、一七七五年十月に現れたコネッティカットの新聞エッセイの著者にとっては、「彼「国王」がこの様な憲制に反する諸法を制定したのではなく、本国議会の貴族院と庶民院が制定したのである、とても無意味である。というのは彼は、拒否権を行使できるにもかかわらず、それらを承認し、成立させたからである」⁽¹⁸⁾。そして、この様に顕在化した心理の上に立って、国王に対する抵抗権の発動を説くロック的著作者も現れている。例えば、植民地の少なくとも三誌に印刷された新聞エッセイの著者は、「今こそあなたたちは危機感をもって立ち上がるべきであり、天に訴え、名譽ある抵抗によって、あなたたちの共通の安全を確保すべきである」と訴えている。著者にとってこの危機は、「ジョージ三世と彼の極悪なトーリーの寵臣たちによる残忍で血

生臭い専制」によつてもたらされたのであつて、實際、「どんな専制君主も、現在の君主ほど独裁的で残虐ではなかつた」のである⁽¹⁹⁾。

さて、植民地独立国家論・帝国国家連合論と、国王に対する抵抗権論の二つの議論が融合した時、その論理的帰結として、植民地の本国からの完全な分離・独立が導かれる事になる。ロッキの独立国家論においては、個別植民地は本国と対等な憲制的地位に立つ独立した政治体であり、各植民地はそれぞれが帝国の国王との間に取り交わした統治契約を通じてのみ、母国と結び付いているに過ぎない。この構図の中では、本国議会が抑圧の原因と見なされている間は、国王は植民地を抑圧から救済する役割を期待される事になる。しかし、植民地が国王にこの様な「慈善」を期待する事をやめ、更には国王こそが「イギリスによる圧制」の元凶として立ち現れるようになった時、国王の契約違反によつて生じる「統治の解体」は、ただちに本国・植民地間のあらゆる関係の解消を意味する事になる。この時植民地は、国王との源初の契約以前の状態、即ち自然状態の上にある独立諸国家に回帰するのである。

「ジョハネス・イン・エレモ」の筆名で、『エッセク

ス・ガゼット』に折にふれてラディカルなエッセイを寄稿していたジョン・クリーヴランドは、ロッキ型の植民地独立国家論者が、如何に直截に分離・独立に向かつて前進し得るかを示している。本稿第二章第三節で検討した様に、クリーヴランドは一七七一年という早い段階で、「統治の解体」のレトリックとロッキ型の独立国家論を並置して見せた。一七七五年、レキシントンの六日後に、彼は再び筆をとり、「ニュー・イングランドは自己防衛のための剣を今や抜いたのである」と宣言している⁽²⁰⁾。そしてこのエッセイの冒頭で、「イギリス本国よ、アデュー！」と述べた後に、もはや本国議会も国王廷臣も問題とせず、次の様に宣言している。

国王ジョージ三世よ、アデュー！……あなたが誓約を破り、信義を冒瀆した事によつて、正義を求める我々の叫びに耳をかさず、本国議会の抑圧的で専制的で生臭いやり方に対して、誓約に基づく保護と救済を求める我々の叫びに耳をかさず、我々を奴隷化し屠殺しようとする彼らの法案をことごとく承認した事によつて、あなたの王位と統治に対する我々の忠誠義務は解消されたのである。

しかしながら、すでに見て来た様に、多くの場合、抵抗の著作者たちは、この様に統治の解体の責任を国王一人に帰する明解なイメーヂを提示してはいない。彼らは『コモン・センス』の後でさえも、しばしば抑圧の制度上の主体を本国議会議に求めたり、その陰の原動力を国王廷臣に見出していた。しかも、「本国」による契約違反といった表現によって、抵抗の標的は更に曖昧化される場合もあった。ロック的抵抗権論者がロック的独立国家論を貫徹しようとする限り、ジョン・クリーヴランドにおける様に、抵抗の標的はジョージ三世に絞られねばならないはずである。そして、この様な照準の設定は、最終的には独立宣言においてなされる事になるのである。以下、独立宣言を含めて、ロックの抵抗権のレトリックがロック型の独立国家論とともに語られている三つの例を検討してゆきたい。

第一の例は、『マサチューセッツ・スパイ』に「マサチューセッツ港湾植民地の人々に」と題して現れた一連のエッセイのうち、一七七五年五月に印刷された第九エッセイである。⁽²¹⁾これらのエッセイは、ジョン・アダムの「ノヴァングラス」書簡を攻撃したダニエル・レナードの「マサチューセッツシス」書簡を、ラディカ

ルな抵抗派の立場から反批判するために書かれた。そして、本稿第三章第三節や本章第三節で検討した様に、匿名の著者は、とりわけ第二エッセイと第八エッセイにおいて、典型的にロック型の移住論・独立国家論を展開している。即ち、植民地の父祖たちは、本国における迫害を逃れるために移住の自然権を行使して本国を去り、購入ないし征服によって北アメリカの自然状態に彼ら自身の国家を樹立したのである。そして、この様な独立国家としてのマサチューセッツは、本国議会の全く関与し得ないイギリス国王との源初の契約によって、国王との間で忠誠・保護の双務関係に入ったのであり、その結果として国家連合体を形成したのである。著者はこの様な議論を、一連のエッセイ全体を通して維持し続けている。

さて、戦争が勃発した三週間後に印刷された第九エッセイにおいては、以上の様な独立国家論に立って、ロックの抵抗権のレトリックが用いられている。著者には本国議会による「統治の解体」を証明してみせる必要は全くなかった。というのは、著者の観点からするならば、移住者の最初の定住以来、マサチューセッツには本国議会による統治は存在しなかったからである。レナードが植民地の抵抗を「ウィッグによる反乱」であると非難す

るのに対して、著者は、「反逆と反乱は正当なる権威に對して蜂起する事」であるから、アメリカの抵抗は反乱ではあり得ない、と反論している。というのは、「我々はイギリス帝国の一部ではなく」(あるいはむしろ、イギリス国家の部分ではなく)、従つて「本国議會は植民地に対する課税や立法」の権力」を主張する権利を持つていない」からである。アメリカ人は、権威を持たないで権力を行使している本国議會に對して、自己保全のための戦争を遂行しているに過ぎないのである。そして著者は、この様な論理を支えるために、ロックの第二二二節を援用して、次の様にのべている。

ロックの言うところでは、立法者たちが人民の財産を奪取し破壊しようと企てたり、彼ら「人民」を恣意的権力の下で奴隷の状態におとしめようとする時、彼ら「立法者たち」は彼ら自身を人民との間で戦争状態に置くことになる。そして人民はそれによつて、もはやどの様な服従義務からも解放され、神が全ての人々に、力と暴力に對して對抗するために与えた、共通の非難手段に訴えることになるのである。

しかしながら、ここで著者がロックを引用する意図が、単に本国議會を攻撃する事にとどまらず、国王をも非難する事にあつたのは明白であり、それによつて著者は、默示的にはあるが、分離・独立を示唆していると見なすべきである。上記引用文は、ロック的抵抗権論者たちが、『統治論第二論文』第十九章、「統治の解体について」から好んで引用して来たテキストである。ロックはこの節において、統治の内的解体の二つの要因として、それぞれ立法部と君主による信託違反について叙述している。そして、抵抗の著者たちがこの節を引用する時、普通は立法権力による信託違反を扱った前半部分の引用にとどまっていた。しかし、この著者には、もはやその様な抑制はない。上記引用の前の箇所、論敵レナードの文章を、そのまま皮肉に用いて、著者は次の様に主張している。即ち、「もしも諸植民地がそれぞれ別個の獨立した諸国家 [separate and distinct states] であるならば (即ち、本国議會の権力範囲内にならないのであるならば)、「本国議會のあらゆる法」のみならず、「それらの法を執行しようとする国王のあらゆる動きが、正に不当な圧迫となるであろう」。

ここにおいては、ロイヤリストのレナードが、植民地

独立国家論者に対して、意図的に国王を批判させ、恐らくはその論理的帰結が植民地の分離・独立であることを突きつけようとしているのに対して、著者はそれを肯定しようとしているのである。レナードの側で、植民地が本国議会への服従義務を負わないならば、本国議会は「篡奪と専制の名」に値する事になる、と仮定するのに対して、著者は、本国議会の「法を強制し執行しようと企てて来たどんな人も、「篡奪と専制の」罪を負う、と付け加えるべきである」と反論している。この様な立場に立って著者は、ロックの二二二節からの上記引用に続けて、君主による「統治の解体」を述べた、同節の後半部分をもあえて引用している。即ち、

同じ事は、信託に反して行動する最高の行政者についても言えるのであつて、彼が彼自身の恣意的な意志を社会の法として立てようとする時、……それは統治を根幹から断ち切り、正に公共の安寧の源に毒をもる行為に他ならないではないか？

この引用に続けて著者は、「これらのはあの偉大なる人物の言葉であり、それらの言葉が現在の状況に幾分とも当

てはまるとするならば、それは私の責任ではない」と述べている。この新聞エッセイにおいては、植民地から本国議会権力を排除しようとしてロック型の独立国家論に立っている著者が、国王への抵抗を正当化する目的で、「統治の解体」を語っている。著者が明言を避けているにもかかわらず、「現在の状況に当てはめた」著者の議論の行き着く先は、国王の信託違反によって、ロック的独立国家が国家連合体から離脱し、その本来の独立性を回復する事に他ならない。

第二の例は、帝国国家連合論を提起していないし、独立国家論と抵抗権論を結び付けてはいないにもかかわらず、国王を批判すると同時にロック的独立国家論に立つならば、植民地の完全な独立の主張を、容易に導く事を示している例として重要である。ニュー・ベドフォード（マサチューセッツ）の会衆派牧師であつたサミュエル・ウエストが、一七七六年五月に行つた説教は、一般的統治論から抵抗権論を展開するに際して、他の多くの説教者と同様に、聖書的な言語と自然権論の言語を混合している。⁽²²⁾つまり彼は、「理性も啓示もともに」アメリカの抵抗を支持する、と証明しようとしているのである。⁽²³⁾そして、「理性」に基づく議論においては、ウエストが

言及している唯一の著作家がロックであり、明らかにロックは彼の抵抗論の重要な源泉となっている。⁽²⁴⁾

ウエストの説教で注目されるべき点は、聖書的なイメージを用いて国王に関する偶像破壊を行ったトマス・ペインの営為を更に押し進め、本国議会のみならず国王に対する抵抗を唱導し、かつこの抵抗を「天への訴え」と表現している事である。まず彼は、「国王は誤りを犯し得ない」(the king can do no wrong) という教理を否定し、君主政に対する心理的愛着の最後の残滓から植民地人を解放しようとしている。このために彼は、国王が「七つの頭と十の角を持つ身の毛もよだつ野獣」であり、悪魔の「地上における副王」であるとして、国王についての悪魔的なイメージを増幅させている。実際、「彼に反抗し、彼を地表から完全に消し去るために、全てのネイションが力を合わせる」べきなのである。⁽²⁵⁾ ロックにおけると同様、ウエストにおいても、国王は今や統治の解体の主要な原因としてとらえる事ができるようになった。そしてウエストは、独立宣言の文言を先取りするかのよ⁽²⁶⁾うな用語を用いて、次の様に述べている。即ち、「国王と本国議会」が、「人として、また理性を持つ存在としての我々に、自然の神が与えた譲り渡すことのできない

権利 [unalienable rights] を我々から奪い」つつある事は、「証明して見せるまでもなく明白であるばかりか、ある意味では自明 [self-evident]」なのである。従って、「我々是我々の天への訴えを行ったのである」とウエストは宣言している。⁽²⁶⁾

ウエストの説教で更に注目すべき点は、ロック的な移住論を起点として、ロック型の植民地独立国家論に立脚している点である。即ち、「我々の祖先は、『イギリス国教会の』高位聖職者による専制と迫害の猛威を逃れて、信仰の自由を享受すべくこの地にやって来たのである」。⁽²⁷⁾そして、統治は被治者の同意に基づかねばならず、「代議会において」代表される権利は、「神聖にして譲り渡すことのできない権利」である。従って、

多数の人々が海外の土地に移住して入り、母国の国家から離れたならば、彼らは彼らが移住して出て来た「国家の」政府によって適正に代表されないし、代表され得ない。……この時、自然そのものが、彼らが自ら立法権力を持つ必然性を示している。そして彼らは、彼ら自身が他の国家とは別個の国家 [separate state] であると見なし、その様なものとして、彼ら

自身をまとめて一個の政治体を形成する権利を持つて
いるのである。⁽²⁸⁾

植民地の過去に関するこの様な観点は、ロック型の独立国家論に他ならない。確かにウエストにおいては、独立国家としての植民地とイギリス国王との間の源初的契約の観念は欠如していて、従って、帝国国家連合論を提起していない。しかしながら、植民地が最初の定住以来、至高の立法権を持つて、母国とは「別個の」独立した「国家」であり続けたし、あり続けなければならなかった、と彼は考えている。そして、国王との統治契約の観念が欠如している限り、この様な国家の独立性は、完全な独立性でなければならぬはずである。この点は、次の文言からも明らかである。

一つの人民 [a people] が、彼らにとって全くのストレンジャーであり、「彼らが」結び付いてよく知っている人々に、普通は抱く同胞感情を抱き得るとは考えられない人々の専制に服従すべきである、⁽²⁹⁾といふのは合理的ではあり得ない。

ここでは母国イギリスが、植民地と「結び付いて」もいなければ、植民地人が「よく知っている」のでもない、「全くのストレンジャー」に喩えられている。

植民地がもともと独立国家であり、その起源からして独立国家である権利を持ち続けて来た、とする議論は、植民地の完全な独立への主張を効果的に支える事になる。この点をウエストは続けて次の様に述べている。もしも植民地人のような「一つの人民」が、他の独立国家としての「母国によって残虐に抑圧される」ならば、

この様な人民が、彼ら自身をして一個の政治体を形成し、自由な国家としての全ての権力を持つ事については、(私の想像するところでは)、⁽³⁰⁾ 理性的な人間ならば、何の疑念も持ち得ないのである。

以上の様に、ウエストの抵抗論においては、植民地人は彼らの本来の「自由で独立の国家」としての権利を行使するため、「天への訴え」を行ったのである。ウエストにおいては、独立国家論から帝国国家連合論への展開はない。もしも彼が、「一つの人民」としての植民地人と、他の国家としてのイギリス本国を結び付ける唯一の

絆として機能する、国王との統治契約の観念を持っていたならば、彼は国王に対する攻撃と、分離・独立のための議論とを結び付けねばならなかつたはずである。ウェストの説教の一ヶ月後に、ジェファスンによつて起草された独立宣言は、このコンテキストにおいて理解されるべき文書である。

本稿の最後の例は独立宣言である。同宣言は従来から、ジェファスンと大陸会議によるロッキの「統治の解体」の公式宣言と見なされて来た。⁽³¹⁾しかしその際に従来は、イギリス帝国という一元的な政治体の内部で「統治の解体」が生じた事を主張している、と当然のごとく理解されて来たし、また、「独立」が本国への従属を断ち切つて新たに獲得される状態であると了解されて来た。

これに対して本稿は、ロッキの植民地独立国家論・帝国国家連合論のコンテキストにおいて独立宣言を理解しようとする。即ち、国王との統治契約を通じて、国家連合体としてのイギリス帝国を構成してはいたものの、本来は独立国家であつた個別植民地が、国王の契約違反によつて、ロッキ的移住者が自然状態に設立した本来の独立国家の状態に回帰するのであり、従つて、「統治の解体」は、『統治論第二論文』における様に、一個の政治

体の内部で起こつたのではなく、複数の異なつた政治体間の関係に関して生じた、とする解釈が可能である事を本稿は主張してゆく。

第一に、独立宣言の中でも有名な第二パラグラフにおいて、特に革命権の提起の仕方について、ジェファスンがロッキの自然権論・抵抗権論の言語を使用している事は明瞭である。少なくともこのパラグラフに関する限り、いわゆる「共和主義」の痕跡は一切ない。とりわけすで見ただけに、抵抗権を提起するに際して、人民の保守性ないし忍従性を強調した上で、にもかかわらず、「長い一連の権力の乱用や権利の篡奪」が明確であるならば、人民は抵抗権を発動する、として革命の正当化を試みている文言は、ロッキの二三〇節と二二五節のテキストを模写したものであつた。しかも、第二パラグラフの論理展開においても、ジェファソンは『統治論第二論文』の構成を踏襲している。即ち、ジェファソンはまず第一に、自然権の言語を用いて、統治形成以前の人間を、「一定の譲り渡し得ない権利」を持って「平等に造られていゝ」と描写している。そしてこの前提に立つて第二に、統治の形成が、「これらの権利を確保するため」の営為であつたとし、同意による統治の観念を強調している。

そして最後に、以上の二つの前提から、「これらの権利にとつて破壊的となつた」統治権力に抵抗する権利を引き出している。この論理展開は、自然状態の概念を示し、それに基づいて統治権力の設立を説明し、最後に抵抗権を主張している『統治論第二論文』の論理展開と一致している。⁽³²⁾

実際、独立宣言が植民地の抵抗のレトリックの結晶であつたと見なすのであれば、同宣言がロックの自然権論・抵抗権論の縮約版の様に見えるのは当然の事である。というのは、ジェファソンの背後には、パンフレットや新聞エッセイの著作者たちが、十二年間にわたつて『統治論第二論文』を援用して来た歴史があつたからである。植民地の抵抗の著作者たちは、とりわけ第十九章、「統治の解体について」を一貫して引用して来たのであり、独立宣言におけるジェファソンも、この章から最も直接的にロックのテキストを援用しているのである。

さて、独立宣言におけるジェファソンは、他の次元においてもロック的な著作者であつたと見なす事ができる。従来の研究は、統治の解体が一個の完結した政治体の内部で生じた、とジェファソンが主張していると見なし て来た。この観点に立てば、イギリス的政治体の部分に

過ぎない北アメリカの十三植民地が、独立宣言によってこの政治体から離脱し、新たに独立を獲得する、とジェファソンは考えていた事になる。しかしながら、独立宣言は、ロック的な移住論から導かれるロック型の植民地独立国家論、及びそれに基づくイギリス帝国国家連合論に立つて「統治の解体」を宣言した、と解釈し得る幾つかの根拠がある。

第一に、一七七四年に出版された『イギリス領アメリカの権利の要約』においてすでにジェファソンは、ロック的移住論・ロック型の独立国家論・帝国国家連合論を展開していた。但し、独立国家としての個別植民地が、イギリス国王との統治契約によつて、イギリス本国を含む国家連合体を形成したとする論理は、一七七四年の時点ではまだ、植民地における本国議会の立法権を排除する論理としてのみ機能していた。というのは、一個の政治体の最高の立法機関としての本国議会の権力は、独自に最高の立法権力を持つ他の政治体には及び得ないからである。したがつて、この時点でのジェファソンの国王批判も、植民地に対して抑圧的政策を実行している本国議会の越権行為を、国王が抑止しなかつた、として批判しているに過ぎなかつた。しかし、植民地が分離・独立

を目指していた一七七六年七月の時点では、同じ論理に立って、国王が統治契約を破ったのであるから、植民地はもともとの自然状態における独立国家に回帰する、とジェファソンは宣言する事ができたのである。

第二に、大陸会議によって修正を受ける前の、宣言起草委員会によって承認されたジェファソンの草稿には、移住の自然権を明示してはいないものの、植民地独力定住・発展論から帝国国家連合論への展開が含まれている。即ち、イギリス本国人へのメッセイジとして書かれた、

宣言の最後から二番目のパラグラフの中に、「我々は、ここにおける我々の移住と定住のあり方を、彼ら「本国人」に思い起こさせようとした」にもかかわらず、本国人がそれを無視して来た、と非難している箇所がある。そして、上記引用文に続けて、大陸会議によって削除されたジェファソンと起草委員会の草稿は、「移住と定住のあり方」を、次の様に説明している。即ち、「ここにおける我々の移住と定住のあり方」の

どの一つをとっても、あまりにも異様な主張を正当化するものではない。これら「移住と定住」は、イギリス本国の富と力によって援助される事なく、我々自身

の血と財を犠牲にして成し遂げられたのであり、実際我々は、我々のいくつかの統治の形態を構成するに際して、一人の共通の国王を我々の国王となし、これによって彼ら「本国人」との間で恒久的な同盟と和親の礎を築いたのである。しかしながら、歴史が信頼の置けるものであるとするならば、彼ら「本国人」の議会への服従は、我々の憲制のどこにもないばかりか、考⁽³³⁾えも及ばない事である。

ここにおいては、ロックにおける様には、あるいは一七七四年のジェファソン自身における様には、移住は個人の自然権の行使として明示されてはいない。しかしロック型の植民地独立国家論に不可欠の植民地独力定住・発展論はあり、その上で「我々のいくつかの統治の形態 [our several forms of government] を構成する」という文言は、ジェファソンがここでも個別植民地独立国家論に立っている事を強く示唆する。更に続けて、植民地人の任意の行為として「一人の共通の国王を我々の国王となし [we had adopted one common king]」という表現は、個別植民地と本国がイギリス国王の下で、国王との統治契約を通じて国家連合体を構成し、従って「恒

久的な同盟と和親の礎をきずいた」、とジェファスンが考えていたと理解されるべきである。

以上の様に、独立宣言においてもジェファスンがロッキ型独立国家論・帝国国家連合論に立っていたとするならば、宣言の冒頭部分の、正に分離・独立を宣言した箇所は、従来のように漠然とした一般論を述べたものとしてではなく、具体的な意味を持って現れてくることになる。宣言の第一パラグラフの中心的な文言は次のとおりである。

一つの人民 [one people] が、彼らを他の人民 [another] と結び付けて来た政治的紐帯を解消せざるを得なくなり、そして、世界の諸国家の間で、自然と自然の神の法が彼らに権利を与えている、独自で対等な立場をとらざるを得なくなった時、――

帝国国家連合論に立つならば、「一つの人民」を「他の人民と結び付けて来た政治的紐帯」とは、独立国家としての個別植民地が帝国の国王との間に結んだ忠誠・保護の統治契約のことであり、国王による契約違反によって、この「政治的紐帯」が「解消」され、その結果として

「他の人民」である本国との関係が断たれたのである。そして、ロッキ的独立国家論に立つならば、この様にして国家連合体が解体した時、独立国家としての植民地は、「世界の諸国家の間で、自然と自然の神の法が彼らに権利を与えている、独自で対等な立場」、即ち、本国を含めて他の政治体との関係において自然状態にある、本来の独立国家の状態に回帰するのである。

なお、サミュエル・ウエストの場合と同様に、上記引用箇所において、北アメリカ植民地全体をさして「一つの人民」と呼んでいるのは、恐らく独立宣言の目的の一つが、十三植民地の団結を訴える事にあつた事から来る、ジェファスンと大陸会議による、いわば言い過ぎと見なすべきである。この時点で北アメリカ植民地人全体を「一つの人民」とするのは、如何にも無理があり、それだけにこの表現は、大陸会議が植民地人に対して発した求心力の要請が込められていた、と理解するのが自然である。また、「人民」(People) という用語を用いて「国家」(state) という語を避けている事も問題である。しかしこの点では、サミュエル・ウエストが、「別個の家」(a separate state) や「一個の政治体」(a body politic) としての植民地が、本来の独立の状態に戻るべ

きであると主張した際に、「国家」(state)と「人民」(people)を互換的に用いた前例がある。更に、独立国家論を厳密に貫徹するならば、「一つの人民」ではなく「十三の国家」とするべきであった。しかしこの点でも、後で見える様に、宣言の最後のパラグラフでは、「これら一致した諸植民地」(these United Colonies)とか「自由で独立した諸国家」(Free and Independent States)の様に、一貫して複数形が用いられている事に注目するべきである。⁽³⁴⁾

独立宣言における植民地の非難が国王に集中していて、宣言の実に半分以上のスペースが国王批判のために費やされている事も、ジェファソンが独立国家論に基づく帝国家連合論に立脚していたとすれば理解し易い。「現在のイギリス国王の歴史は、権利の侵害と篡奪を繰り返した歴史である」と前置きして、ジェファソンは国王による統治の解体の原因と見なし得る事柄を、二十七項目にわたって執拗に枚挙している。「我々に対して不正な権力を及ぼそうとする「イギリス人民の」立法権力による企て」も言及はされているが、本国議会はもはやジェファソンにとって、攻撃の主たる対象ではなくなっている。というのは、独立宣言が帝国家連合論に立って

るとするならば、他の独立国家の立法機関に過ぎない本国議会の悪政を立証する必要は全くないからである。本国を含む独立諸国家を「結び付けて来た政治的紐帯」であった、帝国の権威としての国王こそが、「我々に対して不正な権力を及ぼそうとする」本国議会の企てについて、唯一責任を負うべき存在だったのである。

そして、宣言の最後のパラグラフでジェファソンが主張している様に、ひとたび国王による契約違反が証明され、その結果として「それら [they 即ち these United Colonies] がイギリス国王へのあらゆる忠誠義務を解除」されるならば、その時「それら [them] とイギリス国家の間のあらゆる政治的結びつきは完全に解消されるのであり、解消されなければならない」のである。そして、帝国の国王の契約的権威の下にあった限りにおいて擬似独立的であった北アメリカの諸国家は、今や「権利として、自由で独立の諸国家であるべき」なのであり、あるいはむしろ、独立諸国家の状態にもどらざるを得ないのである。

以上の推論が正しいとするならば、独立宣言におけるジェファソンは、一七六六年のリチャード・ブランド以来、最初は本国議会に対する抗議を、後には分離・独立

を推進するために、ロックの抵抗権のレトリックを、ロック型の植民地独立国家論のコンテクストの上で展開して来た多くの著作者たちの、最後の一人であったと見なしてよいであろう。そして、もしそうであるならば、独立宣言は、『統治論第二論文』における様に一個の政治体の内部においてではなく、異なった政治体間で「統治の解体」が起こった事を訴えようとした文書、として理解されるべきである。⁽³⁶⁾そしてまた、この文書における「独立」とは、新たに獲得されるべき状態ではなく、今まさに植民地が回復しようとしている植民地の本来の状態であった、と解釈されるべきである。

註

- (1) ハの宣言が、例えばペンシルヴェニアの新聞に掲載されたこと。"IN PROVINCIAL CONGRESS, Water Town, April 26, 1775. To the Inhabitants of GREAT BRITAIN," in *Pennsylvania Ledger*, May 13, 1775.
- (2) "Extract of a Letter from a Gentleman in London to his Friend in this City, dated July 10, 1775," in *New-York Gazette and Weekly Mercury*, September 11, 1775.
- (3) "SOMERS," in *Virginia Gazette* (Purdie), March 8, 1776.
- (4) "A. B.," in *Virginia Gazette* (Purdie), April 12, 1776.

(5) "CONSTITUTION OF NEW JERSEY," in *Pennsylvania Ledger*, July 13, 1776.

(6) Richard Price, *Observations On The Nature Of Civil Liberty* (London, 1776), 53. なお、ハのプライスが紹介している、「皆がロック氏の弟子たちである」とした本国政府筋の著作者が、誰であるかは特定できなかった。

(7) "A LETTER from Gen. BURGOYNE, in answer to one wrote him by Gen. LEE." ハの書簡は一七七五年夏の少なくとも次の十二誌に掲載された。 *Norwich Packet*, July 24, 1775; *New-Hampshire Gazette*, July 25, 1775; *Pennsylvania Evening Post*, supplement to the issue of August 1, 1775; *Pennsylvania Journal*, August 2, 1775; *Essex Journal*, August 4, 1775; *Pennsylvania Ledger*, August 5, 1775; *Providence Gazette*, August 5, 1775; *New-York Gazette and Weekly Mercury*, August 7, 1775; *Connecticut Courant*, August 7, 1775; *Pennsylvania Packet*, Postscript to the issue of August 7, 1775; *Rivington's New-York Gazette*, August 10, 1775; *Maryland Gazette*, August 10, 1775; *Virginia Gazette* (Purdie), August 18, 1775.

(8) "J. R.," in *Connecticut Courant*, January 22, 1776.

(9) 本文で取り上げた以外に、ハの時期に明確にロックの抵抗権論を援用している著作物としては、例えば以下を挙げられた。"JACOBUS ELSCRICKIUS," in *Providence Gazette*, July 15, 1775; "JOHANNES IN EREMO," in *Essex Gazette*, July 17, 1775 (reprinted in *New-Hampshire Gazette*, July 18, 1775); Joseph Montgomery, *A Sermon Preached*

- at *Christian Bridge And Newcastle, The 20th of July, 1775* (Philadelphia, 1775), 11; "CAMBRIDGE, July 21, "in *Essex Journal*, July 22, 1775 and *New-Hampshire Gazette*, July 25, 1775.
- (10) この点、植民地抵抗派の観点を代表するものとして、Jonas Clark, *The Fate of Blood-thirsty Oppressor* (Boston, 1776), 1-8 を、本国政府側の主張を代表するものとして、James Macpherson, *The Rights Of Great Britain Asserted* (London, 1776), 65-71 を参照せよ。
- (11) Ezra Sampson, A SERMON PREACHED AT ROXBURY-CAMP, before Col. COTTON'S Regiment (Watertown, 1775), 18.
- (12) *Ibid.*, 19.
- (13) John Joachim Zubly, *The Law of Liberty. A Sermon on American Affairs* (Philadelphia, 1775), x.
- (14) 独立宣言のテキストを用いたのは次の文献である。Jack P. Greene ed., *Colonies to Nation, 1763-1789: A Documentary History of the American Revolution* (New York, 1975), 298-301.
- この部分、『統治論第二論文』と独立宣言の英語原文は次のとおり。『統治論第一論文』"the People, who are more disposed to suffer, than right themselves by Resistance, are not apt to stir." 独立宣言 "mankind are more disposed to suffer, while evils are sufferable, than to right themselves by abolishing the forms to which they are accustomed."
- (15) この部分も原文を比較すると次のとおり。『統治論第一論文』"But if a long train of Abuses, Prevarications, and Artifices, all tending the same way, make the design visible to the People, - - - ." 独立宣言 "But when a long train of abuses and usurpations, pursuing invariably the same Object, evinces a design to reduce them under Despotism, - - - ."
- (16) "Juvenis," in *Connecticut Courant*, April 22, 1776.
- (17) この時期に「廷臣による陰謀」の観念を典型的に示しているのは次の説教ペンントメントである。Robert Ross, *A Sermon in which the Union of the Colonies is Considered and Recommended* (New York, 1776), esp. 10, *et passim*. この説教は一七七五年十一月に行われたが、出版されたのは翌一七七六年に入ってからである。
- (18) "AMICUS CONSTITUTIONIS, Allegiance to crowned Heads on the British Throne," in *Connecticut Gazette*, October 27, 1775.
- (19) "The CRISIS, No XXII," in *Providence Gazette*, October 7, 1775, *Essex Journal*, October 13, 1775, and *Boston Gazette*, October 2, 1775. 但し、「クライシス書簡」はもともとはロンドンで印刷されている。ロッキの抵抗権論者たちについて、国王に対する抵抗が説かれている例として、この他、"The MONITOR, No II," in *New-York Journal*, November 16, 1775 を注目に値する。著者はロッキに言及して、「国王は憲法に明記された境界を越える権威を持たない」にもかかわらず、「憲法を故意に侵

善」したために「社会の解体」が起こり、その結果として「我々は武器を取ったのである」としている。

(20) "Johannes in Bremen," in *Essex Gazette*, April 25, 1775.

(21) "To the INHABITANTS of the MASSACHUSETTS-BAY," in *Massachusetts Spy*, May 10, 1775.

(22) Samuel West, *A Sermon Preached Before The Honorable Council, And The Honorable House of Representatives of The Colony of the Massachusetts-Bay* (Boston, 1776).

(23) *Ibid.*, 41.

(24) 例えば、他のロック的著作者たちが、自然権論に基づく統治論を展開するに際して、自然状態を単に一般的に自由と平等の状態とするのみであるのに対して、ウェストは『統治論第一論文』第四節からロックの定義を引用している。Samuel West, *A Sermon Preached Before The Honorable Council, And The Honorable House of Representatives of The Colony of the Massachusetts-Bay*, 9.

(25) *Ibid.*, 62-65.

(26) *Ibid.*, 51.

(27) *Ibid.*, 57.

(28) *Ibid.*, 20.

(29) *Ibid.*, 21.

(30) *Loc. cit.* あるいは次の様な文言も注目に値する。「この場合、第一の自然法である自己保全の法によって、彼らが他の方法で救済され得ないのであれば、彼らを抑圧して来た政府への服従をやめて、彼ら自身の独立国家を設立するのは、疑いもなく彼らの権利であるばかりでなく、

避けられない義務でもある。」*Loc. cit.*

(31) しかし、独立宣言のロック的解釈に対して異論を提起し、今まづに最も大きな論争を巻き起した研究として、Garry Wills, *Inventing America: Jefferson's Declaration of Independence* (New York, 1978)がある。ウィルズはジェファソンに対するスコットランド啓蒙思想の道徳感情哲学の影響を強調して、その視角から独立宣言を理解しようとした。ウィルズに対して、ロック的解釈の側からの恐らく最も強力な反論は、ウィルズの研究の出版直後に発表されたハモウエイの次の論文であろう。Ronald Homowy, "Jefferson and the Scottish Enlightenment: A Critique of Garry Wills's *Inventing America: Jefferson's Declaration of Independence*," *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., XXVI (1979): 503-523. なお、純哲学的な角度から独立宣言におけるロックの役割を強調した研究として、Morton White, *The Philosophy of the American Revolution* (Oxford, 1978)もある。独立宣言のテキストとして用いたのは、再び次の史料集でもある。Jack P. Greene ed., *Colonies to Nation, 1763-1789: A Documentary History of the American Revolution* (New York, 1975), 298-301.

(32) 独立宣言と『統治論第二論文』の論理展開の類似性については、特に次の文献が参考になった。Garrett Ward Sheldon, *The Political Philosophy of Thomas Jefferson* (Baltimore, 1991), 42-45.

(33) 独立宣言のジェファソンの草稿テキストとして用いたのは、Julian P. Boyd, *The Declaration of Independence: The*

Evolution of the Text (Princeton, 1945), 21. 引用箇所が大陸会議によって削除された点については、*Ibid.*, 33を見らるたい。

(34) 「一つの人民」という表現は、ジェファソンの草稿では“a people”であったところ、宣言起草委員会によって、文章の修正上「他の人民」(another)との呼応関係が生じたにはせよ、“one people”という強い表現に改められているのであり、より求心的な表現を用いようとした起草委員会の意図が見て取れる。そして、もともと“a people”としたジェファソンの意図も同様であった、と理解するのが自然であろう。起草委員会のこの修正については、*Ibid.*, 19 and 29を見らるたい。

歴史研究は、より近い過去に成立した事態を当然の事と見なし、無意識的にその時点からより遠い過去に光りをあてようとする、いわば逆照射の誤りを犯し易い。独立宣言の場合、後に「アメリカ合州国」(the United States of America)が成立する事を念頭に置いて読むからこそ、「一つの人民」という表現を自然に受け取ってしまいがちであって、一七六〇年代から一七七六年への事態の経過をたどるならば、少なくともジェファソンの様に個別植民地独立国家論に立つて来た著作者たちにとっては、「一つの人民」は奇異に感じられたに違いない。この点例えば、フォレスト・マクドーナルドが、独立宣言における個別植民地の個別性を強調している。Forrest McDonald, *States' Rights and the Union: Imperium in Imperio, 1776-1876* (Lawrence, Kansas, 2000), 9-10. 但し、

本稿の以上の様な解釈に対して、ジャック・レイコヴの様に、独立宣言に至る過程での大陸会議の求心力を強調し、大陸会議の下での植民地間のコンセンサスがあつて初めて分離・独立が起り得た、とする立場から、独立宣言における植民地人の一体性を主張する研究者もいる。Jack N. Rakove, *Original Meaning: Politics and Ideas in the Making of the Constitution* (New York, 1997), 163-164.

(35) 独立宣言が、異なった政治体間の「統治の解体」を立証しようとしている、とする解釈の可能性は、筆者が本稿のもととなった博士論文を執筆していた一九八五年に、J・G・A・ポーク教授によって指摘された。筆者はこの点で同時に、次の研究によっても触発された。Garrett Ward Sheldon, “John Locke in Jefferson’s Declaration of Independence: A Thematic Collation,” *Virginia Social Science Journal*, XIX (1984): 34-49. 但しシエルダンは、独立宣言におけるジェファソンの帝国観が、「新奇」で「オリジナル」であるとし、その起源を「古来からの憲制」(the Ancient Constitution)の言語に求めている点で間違っている。本稿が主張して来た様に、植民地独立国家論・帝国国家連合論には、ジェファソン以前に長い歴史があつたのであり、かつその起源は、ジェファソンの場合は、ロックの移住の自然権にあつた。なお、筆者が博士論文を受理された後に、同じ時期に日本においては斎藤眞教授が、独立宣言について、ロック的な言語からのアプローチではないが、同じ様な解釈を提起されている事を知った。この点、斎藤教授の次の論文を見ら

りたい。「独立宣言」における分離と統合―J・ジェファソンによる『独立』の理解―、『国家学会雑誌』、第九十八巻九・十号（一九八五年）、一頁―三十七頁。この論文は後に、『アメリカ革命史研究―自由と統合―』（東京大学出版会、一九九二年）に第五章として所収されている。

結論

本稿は、一七六四年から一七七六年に至るアメリカ革命

命前半期について、危機の四つの段階における政治と政治的論争の場をコンテクストとして考慮に入れながら、植民地の新聞エッセイやパンフレットの著者たちが、ロックの政治的言語を使用した三つの側面を検討してきた。これら三側面は表面的には、『統治論第二論文』の議論のそれぞれ異なった局面をなしており、同時に、植民地の政治的レトリックのそれぞれ異なった側面に対して適合性を有していた。しかしながら、これら三側面がロック政治学において、相互に関係し合いながら一貫した政治的思考のシステムを構成していたのと同様に、植

民地の著作物の政治的レトリックにおいても、一個の完結した主張をなしていたと見る事ができる。即ち、統治権力の正当性は被治者の同意にあるとする観念が、植民地人の基本的な政治的信条だったのであり、彼らの政治的世界観の中核をなしていた。そして彼らは、「同意による統治」の観念を、一方でイギリス憲制の伝統という歴史的言語で表明すると同時に、他方でよりラディカルな可能性を秘めた、ロックの自然権論の言語をもつて展開したのである。ロックの言語は、他の諸要素とともに、植民地人が彼らをとりにまく政治的世界を見る眼のレンズを構成していたのである。

第一に、植民地のロック的著作者たちは、「同意による統治」の観念に基づいて、植民地人の同意を得ていないと彼らの見なした、本国議会の対植民地課税立法に抗議するために、ロックの立法権力抑制論、とりわけその四原則のうちで、課税と代表（同意）の關係に関する第三原則を、好んで引用した。第二に、ロックの移住論もまた、「同意による統治」の観念に裏付けられている。ロックにおいては、個人は出生によって属している社会の政治的秩序に「暗黙の」同意を与え得ないのであれば、アメリカの様な自然状態に移住し、「明白な」同意に基

づいた新たな社会と統治を設立する自然権を保証されている。植民地の著作者たちは、この自然権の概念を用いて、個別植民地がそれ自身の立法権をもつ独立国家であり、イギリス帝国は帝国の国王の權威によって結び付いている、これらの国家の連合体である、とする議論を展開した。そして危機の最終段階に入ると、ロッキの移住論・ロッキ型独立国家論・帝国国家連合論を、あらたな共和国を樹立するために提起するようになった。第三に、「同意による統治」の観念は、被治者の同意を体现しない（被治者の信託に違背した）政治権力に対する抵抗権の主張として、最も明確に植民地の抵抗の著作物に現れている。抵抗の著作者たちは、最初は個別の本国議會制定法に抗議するために、そして最終的には植民地におけるイギリス本国権力の全てを無効化するために（即ち、同意によって設立された彼らの本来の独立国家に帰するために）、「統治の解体」のレトリックを用いたのである。以下、植民地の著作物に見出されるロッキ的言語の、これら三側面を手短に鳥瞰して、本稿の結論としたい。

第一に、本国議會による植民地課税立法に抗議する目的で、『統治論第二論文』第十一章、「立法権力の範囲に

ついて」を用いた最も重要な著作物は、ジェイムズ・オティスの一七六四年の『イギリス領植民地の権利』である。このパンフレットのなかでオティスは、自然権論に基づく統治論に立ち、ロッキが示した立法権力抑制の四原則を全て引用して、議論を展開している。当然の事ながら、植民地側の主張にとつて直接の重要性を持っていたのは、課税に関する第三原則であった。そして、一七六〇年代を通じてオティスのパンフレットが他の著作者たちに与えた多大な影響力を考慮するならば、ロッキの第三原則は、一七六〇年代以後に関する限りは、「同意なければ課税なし」という植民地のスローガンの形成に、直接寄与したと考えるよいであろう。

議論のこの側面では、一七七二年にサミュエル・アダムスが、ボストン通信連絡委員会のための文書の中で、オティスが「一七六四年に行つた事を繰り返して行つていゝる。そして、この間の八年間に、植民地の著作者たちはロッキの第三原則に注目し、それを引用し続けている。この点でオティスとともに重要なのは、本国で一七六六年にキャムデン卿が、宣言法に反対して行つた議會演説であつて、キャムデンは植民地の抗議を擁護するために、ロッキの第三原則を強調した。そして、同演説は植民地

の多数の新聞に掲載され、植民地においてかなり広く読まれている。更に、ロックの第三原則の説明の中に含まれていて、課税と同意の相互関係の決定的要因として、個人の所有権の不可侵性を強調した文章も、看過されてはならない。所有権に関するロックのこの文章は、キャムデン演説を通じて、一七六七年以降、植民地の著作物にきわめてしばしば引用されるようになり、あたかも「同意なければ課税なし」の補足説明として、不可欠の命題のごとく用いられるようになっていく。こうして一七七一年の時点では、サミュエル・アダムズが、ロックの立法権力抑制論や、とりわけ所有権に関する文章を含む第三原則をさして、「これらはアメリカ人が、最近の本国議会制定法への彼らの反対を基づけている、唯一の原則である」と言明している。

しかしながら、ロック政治学のこの側面は、一七七四年の「強圧的諸法」によって、論争の中心が本国議会の単なる課税立法から立法権力全体に明確に移行し、一七七五年にはレキシントンで実際の戦争に突入して以後は、露出度を徐々に弱めていつている。レキシントン以後でさえも課税問題は、いわばエコーとして鳴り響いてはいない。しかしそれは明らかに論争の中心問題ではなくなる

のであり、しかも、ニュー・イングランド以南においてさえも、本国議会のみならず、国王そのものが「イギリスの専制」の主たる原因と見なされ始めるのであって、立法権力抑制論は、植民地人にとって直接の重要性を減じていったのである。ロック的な著作者たちは、自然権論に基づく統治論を維持しつつも、論争の中心を、本国議会への抗議から、抵抗のための戦争や分離・独立の正当化論へと移行させていったのである。

もちろんの事ながら、同意による課税の原則は、ロックにオリジナルなのではなく、十三世紀以来のイギリス憲制思想の伝統としてあって、ロックは単にこの伝統に、自然権論的な表現を与えたに過ぎない。しかしにもかかわらず、オティスやキャムデンやサミュエル・アダムズを通じて間接的にはあれ、著作者たちがこの点でも、あまりにもしばしばロックを援用し続けた事は重要である。この事は、ロックの言語が革命期に入る以前に、すでに植民地人の政治的文化の中に根付いていた事を推測させる。

第二に、植民地の著作物に見られるロック的言語のなかで、『統治論第二論文』第八章、「政治社会の起源について」に含まれる移住の自然権の観念、ロック的移住論

に基づくロッキ型の植民地独立国家論、及び独立諸国家と帝国の国王との源初の契約の観念に基づくイギリス帝国国家連合論は、抵抗の著作者たちをして独立宣言の論理に行きつかせた点で、恐らく最も重要であろう。ロッキ的移住論・独立国家論・帝国国家連合論は、もともとは、本国政府が新しい帝国政策を打ち出し、本国議会制定法による植民地課税政策に乗り出した時、それに対抗するために植民地人が、自己の歴史的アイデンティティーを探求し、帝国憲制における植民地の位置付けを模索した、知的営為の所産として生み出された。しかしながらこの議論は、それが本国の政治風土にとってはとうてい受け入れられない事を植民地人が悟った時、むしろ抵抗運動の論拠へと性格を変容し、更に植民地の抵抗の矢面にイギリス国王が現れて来た時、分離・独立のための理論装置として機能するようになった。

革命期に入ってから以後、ロッキ的移住論・独立国家論・帝国国家連合論を提起した最初の著作者は、一七六六年の『イギリス領植民地の権利の探求』におけるリチャード・ブランドである。しかしこの側面の議論の場は、タウンゼント諸法以後は、ヴァージニアからニュー・イングランドに移り、とりわけマサチューセッツにおいて、多

くの著作者たちがブランド的議論を展開した。しかもロンドンにおいても、植民地擁護派の著作者たちと、政府筋のウィリアム・ノックスの間で戦われた一七六九年の論争において、ロッキ的独立国家論は中心主題の一つになつてゐる。そして、茶法制定後、危機の第三段階に入ると、この議論は全植民地に広がり、中でも一七七四年のトマス・ジェファソンが、『イギリス領アメリカの権利の要約』において、明確にロッキ型の独立国家論に立っている事が注目されるべきである。

一七六六年のブランドは、本国政府の「実質的代表」理論を論駁し、本国議会に対して、単に植民地の内的規制にかかわる権力を否定するために、ロッキ的独立国家論を定式化したのであつて、その時点でブランドはまだ、ヴァージニア植民地議会を本国議会に対して従属的な立法権力と見なしていた。しかし彼の後継者たちは、本国・植民地間の政治的危機が先鋭化してゆくのに応じて、ますますラディカルな意図をもつて、独立国家論を展開するようになっていった。というのは、個別植民地が独立国家であると主張するならば、当然の事ながら、各植民地議会は本国議会と同等の憲制的地位に立つ事になり、他の国家の立法権力に過ぎない本国議会は、植民地に対

して支配権を行使し得ないからである。更に重要な事には、国王への忠誠が、個別植民地とイギリス本国の間の唯一の帝國的紐帯であるならば、植民地人にとって国王が源初の統治契約を破りつつある、と感じられるようになった時、その論理的帰結として、植民地は契約以前の本来の独立国家の状態に戻る事になるのであって、本国からの分離・独立を指す事になるのである。

植民地の著作物の中には、国王大権に論拠を求める非ロック型の移住論・独立国家論も見られた。即ち、国王は大権によって彼の臣民を、本国議会の支配権外に解放する事ができるのであり、本国 (the realm) 外のアメリカに移住した植民地の父祖たちは、国王の臣民として独立諸国家を樹立し、これによって国王が大権によって支配する国王の支配領域 (dominion) に新たな領土をもたらし、とする議論である。もともと一七六六年のリチャード・ブランドは、ロック型と同時に国王大権型の独立国家論を並置して提起していた。一七六九年のロンドンでの論争でも、政府を批判する著作者たちが、両方の議論を展開している。そして、マサチューセッツの代議会は、総督ハチンソンとの一七七三年の論争で、国王大権型の独立国家論に依拠した。さらに、一七七五年の

「ノヴァングラス」書簡におけるジョン・アダムズは、両者を折衷している。そして最も極端な国王大権型の議論を展開したのは、一七七五年の『農夫への反駁』におけるアレグザンダー・ハミルトンであった。しかしながら、本稿のリサーチの範囲内では、レキシントン以後の危機の最終段階に入ると、国王大権型の議論は論争の場から姿を消し、ロック型の議論のみが展開されることになる。

ところで、いずれの型の独立国家論及びこれに基づく帝国国家連合論も、君主大権を極大化するものであった。というのは、国王大権型はもちろん、ロック型においてさえも、帝国を形成するための統治契約の当事者、従って植民地の忠誠の対象は、「パーソンとしての国王」(king in his person) であって、「政治的資格における国王」(king in his politik capacity) ではないのであり、本国議会は帝国形成の契約に、何らの関わりも持たないとされるからである。これに対して、本国議会人たちも植民地のロイヤリストも、イギリスの正統ウィッグの伝統であった「議会における国王」(King in Parliament) の上に確固として立っていたのであって、十七世紀に先祖帰りをする様な君主大権の観念は、とうてい受け入れ

難いものであった。植民地の著作者たちが、個別植民地独立国家論に基づく帝国国家連合論を、帝国憲制改造のプログラムとして提案したのであれば、その様な提案は最初から流産を運命づけられていたというべきである。

この点できわめて興味深い事ではあるが、本国政府のスポークスマンであったウィリアム・ノックスや、植民地ロイヤリストのジョセフ・ギャロウェイは、国王大権型の移住論・独立国家論を論駁する際に、ロックの理論装置を用いている。彼らは、国王が彼の臣民を本国議会への服従から解放する権力を持つ、とする議論を批判するために、『統治論第二論文』における、君主の執行権力に対する立法部の形式的優位性の主張を援用している。そして、君主のこの大権が否定されるならば、帝国は本国議会を主権とする一個の政治体であり、その政治体内にとどまる限りは、その政治体の秩序に対して、ロックの言う「暗黙の同意」を与えている事になるのであるから、本国議会を至上の立法権とし、植民地議会がこれに従属する憲制を受け入れねばならない、と彼らは主張しているのである。植民地の議論に反論する側も、ロック政治学に依拠しようとしている事実は注目されるべきである。

なお、確かな論証は不可能であつて、推測に過ぎないが、ロックが移住の自然権を提起した時、ロックの念頭に北アメリカへの移住があつた事も考えられる。この点は、『統治論第二論文』において彼が自然状態を表現する際に、しばしばアメリカに言及している事からも推測し得る。そしてそうであるならば、従来はロックの思想のアメリカへの「影響」が議論されて来たが、その逆の可能性も考えられてよいのではないだろうか。つまり、アメリカの存在が、ロックの思想形成に影響していたのであり、アメリカ植民地人がロック的であつたのではなく、ロック自身がアメリカ的であつた可能性もあり得る。そしてそうであるからこそ、革命期に入る以前から、ロックの政治的言語が、植民地の著作者たちの間で、広く浸透していたのではないだろうか。

第三に、『統治論第二論文』第十九章、「統治の解体について」において展開された抵抗権のレトリックは、抵抗の著作者たちによって、最も明確かつ持続的に用いられた。「天への訴え」や「統治の解体」といった概念が、植民地の著作物に現れた最初の例は、本稿のリサーチで発見し得た限りでは、ボストン民衆がハチンソン邸を襲撃した一七六五年八月の新聞記事であつた。その後、印

紙法危機やタウンゼント論争を通じて、これらの概念は、個別の本国議会制定法に対して抗議するために用いられ続けた。しかし独立宣言においては、「統治の解体」は、植民地における本国の統治権力を根底から転覆させ、あらたに共和国を樹立するために用いられている。一七六五年から一七七六年の十一年の間に、抵抗の著作者たちがロッキの抵抗権のレトリックを援用する目的は、徐々に、そしてかなり曖昧な仕方、変化していったのである。

第一の変化は、著作者たちが抵抗権論を、反本国議会のコンテキストから、反国王のコンテキストに移し変えて提起するようになる事である。この変化は、植民地の抵抗の図式の中の、国王のイメージの変化に対応している。変化はまず、タウンゼント諸関税の廃止から茶法制定の間の、いわゆる「平穩の時期」に、抵抗運動のヴァンガードであったボストンで起こった。植民地からの一連の請願を国王が無視したという認識から、ボストンの少数のラディカルな著作者が、国王を批判し始めたのである。この傾向は徐々に広がり、一七七五年までには、ニュー・イングランドにおいては、多くの著作者が国王批判を躊躇しなくなった。その時点ではまだ例外的

ではあるにせよ、国王こそが「イギリスによる抑圧」の元凶である、という主張も現れるようになっていく。そして最終的には『コモン・センス』以後、ジョージ三世が全植民地において、非難の対象となる事になる。この変化の過程を反映して、一七七〇年以後、まずはマサチューセッツのラディカルな論客たちが、反国王のコンテキストで「統治の解体」を語り始め、一七七五年までには、ニュー・イングランド内の他の植民地のロッキ的著作者たちがこれに続いた。そして、独立宣言において、ジェファソンが攻撃的的をジョージ三世に絞り切るのである。

第二の変化は、ヴァージニアのブランドが定式化した植民地独立国家論や帝国国家連合論が、一七六〇年代末に、まずはマサチューセッツで、その後は全植民地に広がるに従って、ロッキ的抵抗権論者たちが、ごく自然に独立国家論の枠組みで、「統治の解体」を用い始めた事である。『統治論第二論文』においては、「統治の解体」は一個の政治体内に生起するものとして想定されている。しかし、独立国家論の枠組みでは、共通の帝国の国王の契約的権威によつてのみ結び付く、複数の独立国家間で「統治の解体」が起こる事になる。ひとたび国王が契約

を破つたと見なされるようになった時、独立国家論に立脚する限りは、「統治の解体」は、もともとは独立国家であった個別植民地が、イギリス本国から分離し、本来の独立性を回復する事になる。王位排斥法案危機やイギリス革命の政治状況の中で『統治二論』を書いたロッキは、この様な仕方での「統治の解体」を夢想だにしなかつたであろう。しかし、早くも一七七一年のマサチューセッツで、ジョン・クリーヴランドとジョセフ・グリーンリーフが、大胆にも独立国家論に立脚して「統治の解体」のレトリックを援用し、両者を融合させた場合の論理的帰結を示唆し始めた。もちろんの事ながら、これらの著作者は一七七一年の時点では、例外的にラディカルであつて、植民地の他のロッキ的著作者たちが彼らに追いつくには、その後五年の年月を要した。そして独立宣言は、この過程の終着点であつたと見なす事ができる。

なお、ロッキの抵抗権論が植民地の著作物に現れるようになるのは、一七七四年の「強圧的諸法」以後の事である、と従来は漠然と見なされて来た。しかし、この様な見方は、本稿のリサーチによって、間違いである事が明確になつた。実際にはその十年近く前から、ロッキの

抵抗権のレトリックが用いられ続けているのである。この事實は重要である。というのは、革命期に入つてすぐに、植民地の著作者たちが植民地の抵抗運動を、「天への訴え」で概念化した事は、一七六〇年代以前にすでに、ロッキの政治的言語が植民地人の政治的教養の一部をなしていた事を、強く示唆するからである。

同時に、「統治の解体」や「天への訴え」が、きわめて重大なレトリックである事を、植民地の著作者たちが承知していたはずであるにもかかわらず、最初は単に本國議會による個別の植民地課税立法に抗議する程度の目的で、それを用いている事も、看過されてはならない。というのは、軽微な目的のためではあれ、ひとたび重大なレトリックを用いたならば、レトリックに先行されて、抵抗運動というリアリティーを、より先鋭化させていった可能性があるからである。抵抗運動の現実を見るならば、明らかにレキシントン以前には、「統治の解体」は、本来のロッキ的な現実をともなっていないかつた。単に本國議會制定法に対抗するだけの目的で、ロッキのレトリックを用いるのは、いわば蝶を落とすために、正に「ロッキ氏の大砲」を用いるようなものである。ところがひとたび大砲を用いたならば、大砲を用いる主体の自

意識が徐々に肥大化していった、不可逆的により大きな対象を打ち落とそうとするようになったのではないか。植民地の抵抗の著作者たちによる、ロックの抵抗権の援用の中に、レトリックが単にリアリティーの反映ではなく、むしろリアリティーを変えてゆく潜在力を持つ例を見る事ができる。

最後に、「共和主義」あるいは「シビック・ヒューマニズム」について附言しておきたい。本稿は、植民地の著作物における、ロック的言語の表出を強調する事によって、いわゆる「共和主義パラダイム」の有効性を軽視しようとするものではない。無理を承知の上で、ロックとの比較において、「共和主義」の要点をまとめるならば、第一に、ロックが自然法や自然権といった概念を用いて、合理主義的な議論を展開するのに対して、「共和主義」はイギリスの過去に理想的な混合政体、即ち「古来からの憲制」(the Ancient Constitution)を設定し、君主政、貴族政、民主政のバランスによって「共和国」の自由が保証される、とする歴史的思考を持つ。第二に、商業社会の申し子とも言えるロックが(但しこれには異論もある)、個人主義的な権利の主張を展開するのに対して、「共和主義」は、商業を政治的・道徳的な腐敗と

結び付け、農本的に独立の市民の「共和国」への貢献を要請する義務の言語である。そして、「共和主義」はこの義務を「公德心」(public virtue)として強調し、政治的腐敗の元凶たる「廷臣の陰謀」の観念と対置させる。植民地人はかなりプラグマティックな人種であって、様々な思想的言語の伝統を体現しつつも、自己の置かれた政治的事態の、異なった局面を異なった言語で理解し、その理解に基づいて、事態を主体的に変革しようとした。今、ロック的言語と「共和主義」の言語に限定して言うならば、植民地人にとっては、「古来からの憲制」こそが、最も良くロック的自然権を保証するものであった。あるいは、本国に対する抵抗運動をロックの抵抗権(権利)によって概念化しつつも、とりわけ危機が深まるにつれて、抵抗のための植民地内部の求心力(義務)を要請する局面では、「公德心」の議論を展開している。あるいはまた、独立宣言に向かう過程で抵抗権論者たちが、一方では国王による「統治の解体」を表明しつつも、他方で一七七六年に入ってもなお、「廷臣の陰謀」の観念に固執し続けている。最近の研究では、ロックと「共和主義」とを引きつけて理解しようとする傾向が現れているが、この傾向には如何にも無理があつて、ロックと

「共和主義」は、政治的言語の伝統としては、明確に区別されるべきである。しかしアメリカ革命の政治的レトリックの中では、両者が混沌と一体化して、植民地人の政治的世界観を構成していたのではないか。

〔附記〕 結論最後の二段落では、すでに発表した短評、「アメリカ革命とジョン・ロック」、『創文』、第三五九号（一九九四年十一月）、十四頁―十七頁の一部をほぼそのまま転載した。

完